

償却資産の申告が必要です！

償却資産をお持ちの方は申告義務があります。



Q. 償却資産とは？

A. 土地・家屋以外の事業用資産（構築物・機械・器具及び備品等）です。土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。




Q. 申告は必要？

A. 毎年1月1日現在、さいたま市内に所有する事業用資産について、その年の1月末日までにさいたま市へ申告いただく必要があります。（地方税法第383条）
※税務署への確定申告とは異なりますのでご注意ください。



Q. 対象資産は？

A. 具体的な資産例については以下の通りです。

資産の種類	申告対象となる主な償却資産
構築物	屋上看板等広告設備、受変電設備、屋外電気設備、屋外ガス設備、駐車場等の設備（アスファルト舗装・砂利・白線・タイヤ止め等）、屋外給排水設備、植栽 など <u>【テナントの方の場合に申告対象となるもの】</u> 内装（床・内壁）、外装、造作、建具、電気設備、衛生設備、屋内ガス設備、屋内給排水設備、屋内電気設備、冷暖房空調設備、換気設備 など
機械・装置	太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルを除く） など
工具・器具・備品	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌器、パーマ器、ボイラー、看板、サインポール、簡易間仕切り、ルームエアコン、パソコン（タブレット端末）、テレビ、レジスター、金庫 など 

提出書類については裏面をご覧ください。



申告方法

「申告の手引」P.15～P.18 をご参照のうえ、

① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）と② 種類別明細書（増加資産・全資産用）を記入し、ご提出をお願いいたします。（問い合わせにご対応いただく方の電話番号を忘れずにご記入ください。）

郵送、窓口または電子申告（eLTAX）でご提出いただけます。

※eLTAXについての詳細は「申告の手引」最終面をご覧ください。

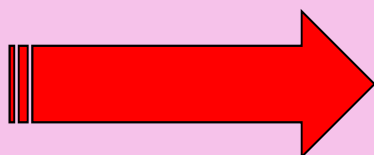
★リース資産について

通常の賃貸借契約によるリース資産については、所有者である賃貸人（リース会社）が申告する必要があるので、賃借人は申告不要です。（詳細は「申告の手引」P.7 をご覧ください。）

※償却資産をお持ちでない方に関しましては、① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「17 備考（添付書類等） 3 該当資産なし⇒次年度以降の資産増加予定（有・無）」の欄を記入してご提出いただくか、下記お問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。



問い合わせ先



〒330-0061

さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号

さいたま市 南部市税事務所 資産課税課 償却資産係

電話:048-829-1186

(土日祝日を除く 8:30～17:15)

FAX:048-829-1916

Email:nambu-shisan-kazei@city.saitama.lg.jp